

令和4年7月13日

### 3 気象警報等にもなう学校の措置

#### (1) 異常気象の場合の生徒の登校について

- ① 午前6時30分現在、神戸市に気象警報（ただし、波浪警報、高潮警報は除く。）が発令されている場合は自宅待機とする。尚、神戸市に気象警報が発令されていない場合でも、登校する経路が発令区域があれば、該当生徒は自宅待機とする。
- ② ①の場合でも、午前9時30分までに警報が解除された場合は、午後1時までに登校し、SHR実施の後、5限以降の授業を実施する
- ③ 午前9時30分以降に解除された場合は、臨時休業とする。
- ④ 考査期間中を含む午前中みの登校日については、午前6時30分現在神戸市に気象警報（ただし、波浪警報、高潮警報は除く。）が発令されている場合は、臨時休業とする。

#### (2) ストライキ等による交通途絶の場合の授業対応については事前に連絡する。